化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについて

輸入注意事項12第63号(12.10.16)

最終改正: 令和3年12月28日付け・輸入注意事項2021第23号

平成12年10月16日付け通商産業省告示第623号(輸入公表の一部を改正する告示)により、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第5項に規定する輸入規制の対象となる第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの並びにその関税率表の番号等は、次の表に掲げるものとします。

ただし、3に掲げる第一種指定物質を含有するものにあっては、その含有量が全重量の10%以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの(瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。)を除きます。

1 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号。 以下「化学兵器禁止法施行令」という。)別表二の項の第三欄に揚げる第一種指定物質

関税率表の番号等	貨 物 名
2903.59-000	1·1·3·3·3 - ペンタフルオロ-2-(トリフルオロメチル)-1-プロペン(別名 PFIB)
2930.90-900	O・O-ジェチル= S-[2-(ジェチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート (別名アミトン)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
2933.39-220	3-キヌクリジニル=ベンジラート(別名 BZ)

2 化学兵器禁止法施行令別表二の項の第四欄に掲げる第一種指定物質

関税率表の番号等	貨 物 名
2812.19-000	三塩化ヒ素
2905.19-000	3・3-ジメチルブタン-2-オール(別名ピナコリルアルコール)
2918.17-000	2・2-ジフェニル-2-ヒドロキシ酢酸
2921.19-000	N・N-ジアルキルホスホルアミジク=ジハリド(アルキル基の炭素数が 3以下であるものに限る。)
	ジアルキル=N·N-ジアルキルホスホルアミダート(ジアルキル及び N·N-ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が3以下 であるものに限る。)

	N・N-ジアルキルアミノエチル-2-クロリド(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)
2922.18-000 2922.19-020	N・N-ジアルキルアミノエタン-2-オール(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限り、N・N-ジメチルアミノエタノール及びN・N-ジエチルアミノエタノールを除く。)及びそのプロトン化塩類
2921.12-000 2921.13-000 2921.14-000 2921.19-000 2923.90-900	N・N-ジアルキルアミノエチル-2-クロリド(アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類
2930.70-000	ビス(2-ヒドロキシエチル)スルフィド(別名チオジグリコール)
2930.90-900	N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール(アルキル基の炭素数が3 以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類
2931.41-000 2931.42-000 2931.43-000 2931.44-000 2931.45-000 2931.46-000 2931.47-000 2931.49-010 2931.49-020 2931.49-090 2931.51-000 2931.52-000 2931.53-000	以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類 炭素数が3以下である1のアルキル基との結合以外に炭素原子との 結合のないりん原子を含む化合物であって、次に掲げるもの以外のも の。 イ 化学兵器禁止法施行令別表の1の項の第3欄(1)から(4)まで及び第 4欄に掲げる物質 ロ O-エチル=S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート(別名 ホノホス)

2933.35-000

キヌクリジン-3-オール

3 第一種指定物質を含有するもの

関税率表の番号等	貨 物 名
3204.12-010	酸性染料の調製品(チオジグリコールを含むものに限る。)
3204.13-000	塩基性染料の調製品(チオジグリコールを含むものに限る。)
3204.14-000	直接染料の調製品(チオジグリコールを含むものに限る。)
3215	印刷用、筆記用又は製図用のインキ(チオジグリコールを含むものに限る。)
3907.40 ~3907.99	ポリエステル(メチルホスホン酸ジメチルを含むものに限る。)

注:チオジグリコールの関税率表番号2930.70-000メチルホスホン酸ジメチルの関税率表番号2931.41-000